

ダンピング対策

11県4市最低制限価格引上げ

国交省 予定価事後公表を要請

ピンクによる影響が制度の見直しにつながっている」（総合政策局建設課）とみている。

議員連盟の提言などを踏まえ、今月に予定している入札契約適正化法に基づき要請で、自治体に予定価格や最低制限価格の事前公表を求めようとする。

予定価格の事前公表については従来、「弊害がある場合は取りやめる」よう要請していたが、今回の要請では、「弊害があることを前提に踏み込んだ表現にする」（同）と考えて、自治体に事後公表への見直しを促す。

国土交通省は、最低制限価格の引き上げや予定価格の事後公表への変更など、地方自治体のダンピング（過度な安値受注）対策の取り組み状況をまとめた。秋田県など15自治体が最低制限価格や価格による失格基準の引き上げを実施した（予定含む）。ほか、8自治体が予定価格を事前公表から事後公表に変更（同）している。同省と総務省は今月下旬に予定している公共工事入札契約適正化促進法に基づく要請で、従来以上に強く予定価格や最低制限価格の事前公表を要めることを自治体に求める考え。今後、要請を踏まえた自治体のダンピング対策の強化が加速する可能性がある。

同省によると、最低制限価格とした（同）自治体は、山形、福島、岡山、佐賀の4県と福島県郡山市といわき市、新潟市、兵庫県田、宮城、福島、新潟、茨城の4市となっている。長野、兵庫、岡山、鳥取、長崎、大分、宮崎の11県と北海道旭川市、奈良市、高知市、北九州市の計15自治体がある。

また、予定価格を事前公表から事後公表に変更の動きについて、「ダン